

苫小牧工業高等専門学校地域共同研究センター規程

規則第38号

制 定	平成12年4月1日
一部改正	平成12年9月11日
一部改正	平成14年4月1日
一部改正	平成16年4月1日
一部改正	平成19年3月19日
一部改正	平成28年2月23日
一部改正	平成31年3月27日
一部改正	令和元年8月1日

(目的)

第1条 この規程は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第12条の規定に基づき、本校地域共同研究センター（以下「センター」という。）を置き、地元産業界を初めとする地域社会との交流・協力関係を通じて、研究活動及び生涯学習環境の充実を図るとともに、その成果等を活かし技術者教育への支援を行なうことを目的とする。

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 センターの管理運営に関すること。
- 二 民間企業等との共同研究及び受託研究に関すること。
- 三 民間企業等に対する技術開発相談及び学術情報の提供に関すること。
- 四 その他民間企業等との技術協力に関すること。
- 五 公開講座に関すること。
- 六 その他生涯学習等に関すること。
- 七 苫小牧工業高等専門学校サテライトに関すること。

(委員会)

第3条 センターに関する事項を審議するため、地域共同研究センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第4条 センターに関する事務処理については、事務組織及び事務分掌規程の定めるところによる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、苫小牧工業高等専門学校地域協同センター規程（平成8年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。